

【不祥事根絶に向けた本校の決意】（行動基準）

- 1 私たちは、法令等を遵守します。
- 2 私たちは、教職員としての主体を確立し、子どもたちを守り育てます。
- 3 私たちは、不祥事を許しません。

（１０）不祥事根絶のための行動計画

三原市立沼田小学校

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規範意識の確立	○互いに今現在、不祥事が起こりそうな状態ではないと、安心しがちである。 ○教育公務員としての責任的自覚をさらに強固に醸成する。	○常に当事者意識を念頭に置いて行動する。 ○職責を深く自覚し、学校への信頼を不動のものにする。	○当事者意識をもたせるために校内事案を取り入れた研修を設定する。県教委報道発表資料に対する記述による振り返り、ブレインストーミング、ロールプレー等全職員が研修担当として研修を進める機会を設定する。 ○一社会人としての高質な倫理観や人間性を培うため、人や本や社会から学び、自己投資・自己充電・自己実現に努める。	○ヒヤリ・ハット研修の前後に、不祥事防止校内委員会で研修の工夫や課題の整理をする。 ○学期に１回はチェックリストによる振り返りと面談・ヒヤリングを行う。
学校組織としての不祥事防止体制の確立	○研修推進者が特定の者に偏る傾向がある。 ○相互に指摘し合える人間関係を築く。	○全員が研修推進に主体的に関われるようにする。 ○互いの状況を交流しやすい環境づくり、悩みを本音で話せる教職員集団づくりをする。	○できる限り具体的、体験的な参加型の研修ができるよう組織再編を図る。 ○定期的に機会を設け、児童実態や各個人の悩みについて連携し合い、チーム指導に当たる。	○組織的な参加型の研修が工夫してできたか、不祥事防止校内委員会で点検する。 ○月１回、不祥事防止委員会で情報交換を行い、状況把握に努める。
相談体制の充実	○現時点では、相談実績はない。 ○相談された内容に対して、迅速かつ適切に対応する体制づくりを行う。	○相談窓口の周知と相談しやすい環境づくりを行う。 ○相談内容に対して、継続した記録を残せるようにする。	○たより発行、懇談等の機会あるごとに周知を行い、時間・場所等気軽に相談できる環境づくり、雰囲気づくりに努める。 ○聴取した内容を記録簿に残し、全教職員が共通認識をもって動けるようにする。	○学期に１回、相談窓口で相談体制の充実に関する検討会議をもつ。 ○相談窓口が定期的に閲覧確認をする。